

和歌山市下水道事業経営戦略

団 体 名 : 和歌山市

事 業 名 : 漁業集落排水事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 29 年度 ~ 平成 38 年度

○経営戦略策定の背景

和歌山市の漁業集落排水事業は平成6年度から事業を開始し、雑賀崎地区は平成14年1月に、田ノ浦地区は平成17年7月に供用を開始しており、管渠整備はほぼ完了しています。

漁業集落排水は、供用開始から10数年と比較的新しい施設で、計画汚水量は雑賀崎地区が約1,000m³/日、田ノ浦地区が約300m³/日と小規模なものです。

また、本市は昭和60年をピークに人口減少が続いており、節水型社会等による社会経済要因を踏まえつつ、限られた財源の中で効率的な管理運営・更新等が求められています。住民のニーズや特性を踏まえ、当面は既存施設機能を最大限活用した運転管理対策や処理・通水能力を確保するための施設の機能向上対策を進めていく必要があります。

平成26年8月、総務省から「公営企業の経営に当たっての留意事項について」の通知が出され、各地方公共団体は事業会計ごとに「経営戦略」を策定するよう要請がありました。経営戦略は、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な基本計画となります。今後の施設・設備更新を見通した投資等とその財源見通しを試算して、収支を均衡させるための「投資・財政計画」を通じて、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組むことが要請されています。

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

(平成27年度末現在)

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成14年1月15日 (14年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適用
処理区域内人口密度	76.5人/ha	流域下水道等への 接続の有無	無し
処理区数	2処理区(雑賀崎地区及び田ノ浦地区)		
処理場数	2処理場 (雑賀崎地区処理施設及び田ノ浦地区処理施設)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	特になし		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の概要・考え方	下水道の使用料体系には、従量制、定額制、水道料金比例制、水質使用料制などに大別され、従量制には使用水量の増加に従って単価を高くする累進制をとる体系があります。本事業は、定額制であり、使用料の積算は以下に基づいています。 基本使用料:2,462円に世帯員一人あたり540円を加算						
業務用使用料体系の概要・考え方	下水道の使用料体系には、従量制、定額制、水道料金比例制、水質使用料制などに大別され、従量制には使用水量の増加に従って単価を高くする累進制をとる体系があります。本事業は、定額制であり、使用料の積算は以下に基づいています。 ①自治会館:4,924円 ②公衆便所:4,924円 ①及び②以外:基本使用料4,924円に使用人員一人につき540円を加算						
その他の使用料体系の概要・考え方							
条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	4,082	円	実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	3,862	円
	平成26年度	4,082	円		平成26年度	3,898	円
	平成27年度	4,082	円		平成27年度	3,948	円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職員数	2人(平成28年度現在)
事業運営組織	本市の漁業集落排水事業は非適用事業のため、同じく非適用事業である公共下水道事業と農業集落排水事業を併せて下水道部として運営されている。組織体制についても、他事業と兼務することにより、効率化を図っています。現在、下水道普及課に1名、下水道管理課に1名の職員を配置しています。 また、平成19年度に財政健全化策の一環として、職員数を7名→4名に。また、管渠整備の縮小に伴い平成25年度に4名→2名に職員数を減らしています。平成30年4月に公共下水道事業が法適化する予定ですが、集落排水事業は非適用で継続予定のため、以後の組織体制を現在、検討中です。平成28年4月より、下水道管理課内に集落排水班を設置しています。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	排水処理施設の運転管理、汚泥搬出及び検査分析業務と中継ポンプの維持管理業務を民間委託
	イ 指定管理者制度	
	ウ PPP・PFI	
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表を添付すること。

※添付した「経営比較分析表」に補足事項等がある場合は記載すること。

--

2. 経営の基本方針

※将来の事業環境等を踏まえ、事業を継続する上での経営理念、基本方針等について記載すること。

社会基盤である下水道は、生活環境の改善、公共用水域の水質保全等の基本的な役割に加えて、災害時においても持続可能な下水道サービスを提供する必要があります。

和歌山市漁業集落排水事業は、平成27年度に策定した適正化整備構想で、今後の人口減少も踏まえた方針について検討を行いました。整備工事はほぼ終了しており、水洗化率の多少の伸びは見込まれるものの人口減少により使用料収入の増加は見込めません。維持管理については、管理業務のほとんどを民間委託済みであり、経費削減の余地も乏しい状態で、歳入不足分を一般会計からの繰入金により賄っている状況であり、今後も厳しい経営状態が続くことが見込まれます。

しかし、汚水の排除が目的であり、事業の廃止は難しいことから、公共下水道への接続や、他事業と併せた包括的民間委託を検討し、更なる経費負担の減が可能かどうかを精査し、一般会計からの繰入金を出来る限り縮減していくことが求められています。

【基本方針】

使用料収入の確保(水洗化率の維持・向上)

維持管理経費の縮減に向けた取組み(包括的民間委託等)

適切なタイミングでの公共下水道への接続

長寿命化等による更新費用を適切に見込む

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

※収支計画の策定に当たって反映した取組について具体的(対象施設、時期、金額等)に記載すること。

平成13年度に供用を開始し、平成27年度に面整備を休止しています。また、平成27年度に適正化整備構想の策定を行いました。

現時点で、具体的な投資計画はありませんが、処理場及び中継ポンプの機械・電気設備は、耐用年数が10～15年程度とされており、今後改修や修繕が必要になることが予想されます。そこで、適正化整備構想で調査した処理場の機械・電気設備及びマンホールポンプは標準耐用年数の1.5倍(23年)を更新・改築の年度、15年を越えて改築年度になるまでの間に1回の大型修繕経費が必要になると仮定して、収支計画に投資的経費を計上しています。

処理場の躯体及び管渠については、償却期間が長いことから、通常の修繕経費で対応することとし、長寿命化計画等で具体的な整備計画が出てきた場合は、本計画を修正することとします。

○更新改築の年度とその経費

【処理場・機械電気】改築年度：初期投資の年度から23年目の年 経費：消費税の影響額加え初期投資の90%を計上

【マンホールポンプ】改築年度：初期投資の年度から23年目の年 経費：消費税の影響額を加え初期投資の90%を計上

○大型修繕の年度とその経費

【処理場・機械電気】修繕年度：初期投資の年度から19年目の年 経費：消費税の影響額を加え、初期投資の5%を計上

【マンホールポンプ】修繕年度：初期投資の年度から19年目の年 経費：消費税の影響額を加え、初期投資の5%を計上

② 収支計画のうち財源についての説明

※収支計画の策定に当たって反映した取組について具体的(時期、金額、対象施設等)に記載すること。

【使用料の見直し】

人口減少については、和歌山市人口ビジョンの推移を参考に減少率を見込んで使用料の減少要因としています。消費税増税分については、平成31年10月に8%→10%になると想定し、その増税分を反映しています。また、平成32年度に10%増の使用料改定を見込んでいます。

水洗化率については、類似団体平均まで水洗化率を向上させることを目標としています(類似団体平均になるまでは年1%増を目標としています。)

【企業債・国庫補助金】

建設投資を①のとおり見込んでいることから、国庫補助金については、これまでの投資累積額における財源割合により推計し計上しました。現在、面整備を行っていないことから、受益者負担金はゼロとし、残りの財源は企業債で補填することとしています。

【繰入金】

分流汚水に係る経費分と高資本費対策経費に係る基準内分は、収益的収支の歳入に適切に計上しています。収支が均衡しない差分については、基準外分として計上していますが、使用料の確保と維持管理経費の縮減に取組み可能な限り減らすよう努めていきます。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

※収支計画の策定に当たって反映した取組について具体的(時期、金額、対象施設等)に記載すること。

消費税増税分については、平成31年10月に8%→10%になると想定し、その増税分を反映しています。

内閣府が中長期の経済財政に関する試算で使用している消費者物価指数と人口減少によって減少が見込まれる有収水量に影響する経費は、その影響率を見込んで経費の計上を行いました。また、①による大型の修繕経費を該当年度に計上し、施設の延命化を図ることとしています。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	平成27年度に策定した適正化構想で、集落排水事業を継続する場合と公共下水道へ接続する場合の両方のケースで検討を行っていますが、今後の方向性や金額等の精査が済んでいないことから、現計画には反映していません。 今後、各々のケースでの問題や課題の整理を行い、適切な時期に収支計画に反映していきます。
投資の平準化に関する事項	
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	
その他の取組	

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	
資産活用による収入増加の取組について	
その他の取組	

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	平成27年度に漁業集落排水事業の適正化整備構想委託を行い、この中で包括的民間委託についての検討を行いました。集落排水事業は規模が小さいことから、1処理区単位での包括的民間委託はあまり効果が見込めず、農業集落排水や公共下水道と併せて、業務単位での包括的民間委託の検討を行うことが有効ではないかとの提案がなされています。今後、農業集落排水事業の適正化整備構想の策定を予定していることから、包括的民間委託の検討を引続き行い、スケジュールや方針を検討していきます。
職員給与費に関する事項	
動力費に関する事項	電力小売の自由化を受け、下水処理施設でも導入可能かどうかの検討を行います。
薬品費に関する事項	
修繕費に関する事項	
委託費に関する事項	
その他の取組	

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	※進捗管理(モニタリング)や見直し(ローリング)等の経営戦略の事後検証、更新等に関する考え方について記載すること。 経営戦略の進捗管理は、各年度決算が確定した時点で行い、見直しについては5年ごとに行います。ただし、見直しが必要な事案が発生した場合は、5年によらず、見直しを行うこととします。
---------------------	--

収支計画

漁業集落排水事業

(単位:千円,%)

年 度		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
区 分		(決算)	(決算)	(決算)	(当初)										
収 益 的 収 入	1 総 収 入 (A)	77,812	81,120	83,416	83,477	83,950	84,818	84,929	89,252	90,334	91,228	91,303	91,168	93,510	96,293
	(1) 営 業 収 入 (B)	32,286	32,797	32,756	32,953	32,131	31,787	31,730	34,836	34,702	34,569	34,436	34,302	34,169	34,037
	ア 料 金 収 入	32,281	32,797	32,751	32,953	32,131	31,787	31,730	34,836	34,702	34,569	34,436	34,302	34,169	34,037
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)														
	ウ そ の 他	5		5											
	(2) 営 業 外 収 入 (D)	45,526	48,323	50,660	50,524	51,819	53,031	53,199	54,416	55,632	56,659	56,867	56,866	59,341	62,256
	ア 他 会 計 繰 入 金	45,050	48,321	49,774	50,522	51,819	53,031	53,199	54,416	55,632	56,659	56,867	56,866	59,341	62,256
	イ そ の 他	476		886	2										
	2 総 費 用 (E)	66,264	73,399	71,951	82,354	80,752	70,108	69,863	70,168	74,401	84,240	73,874	69,361	68,611	67,942
	(1) 営 業 費 用 (F)	49,463	57,099	56,051	67,058	66,150	56,237	56,752	57,269	61,530	71,160	61,420	57,759	57,883	58,009
ア 職 員 給 与 費	7,166	10,761	11,588	12,579	11,607	11,607	11,618	11,629	11,629	11,629	11,629	11,629	11,629	11,629	
イ そ の 他	42,297	46,338	44,463	54,479	54,543	44,630	45,134	45,640	49,901	59,531	49,791	46,130	46,254	46,380	
(2) 営 業 外 費 用 (G)	16,801	16,300	15,900	15,296	14,602	13,871	13,111	12,899	12,871	13,080	12,454	11,602	10,728	9,933	
ア 支 払 利 息	16,801	16,300	15,900	15,296	14,602	13,871	13,111	12,899	12,871	13,080	12,454	11,602	10,728	9,933	
イ そ の 他															
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	11,548	7,721	11,465	1,123	3,198	14,710	15,066	19,084	15,933	6,988	17,429	21,807	24,899	28,351	
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	28,331	58,277	47,094	34,122	34,039	24,470	143,381	156,004	209,709	36,612	27,005	23,479	49,477	215,109
	(1) 地 方 債 償 還 金	5,000	18,900	11,800				70,100	79,100	108,300				15,200	113,200
	(2) 他 会 計 補 助 金	16,720	24,526	27,572	33,662	33,469	23,900	24,487	22,480	26,891	36,612	27,005	23,479	23,788	24,028
	(3) 他 会 計 借 入 金														
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金														
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	5,000	13,870	6,984				48,224	54,424	74,518				10,489	77,881
	(6) 工 事 負 担 金	1,611	981	738	460	570	570	570							
	(7) そ の 他														
	2 資 本 的 支 出 (G)	39,879	65,934	58,623	35,245	37,237	39,180	158,447	175,088	225,642	43,600	44,434	45,286	74,376	243,460
	(1) 建 設 改 良 費	10,000	33,894	24,730				118,339	133,551	182,860				25,740	191,114
イ そ の 他															
(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	29,879	32,040	33,893	35,245	37,237	39,180	40,108	41,537	42,782	43,600	44,434	45,286	48,636	52,346	
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金															
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金															
(5) そ の 他															
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 11,548	△ 7,657	△ 11,529	△ 1,123	△ 3,198	△ 14,710	△ 15,066	△ 19,084	△ 15,933	△ 6,988	△ 17,429	△ 21,807	△ 24,899	△ 28,351	
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)		64	△ 64												
積 立 金 (K)															
前 年 度 からの 繰 越 金 (L)			64												
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)															
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)		64													
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)		64													
実 質 収 支 黒 字 (P)															
(N)-(O) 赤 字 (Q)															
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)															
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	80.9	76.9	78.8	71.0	71.2	77.6	77.2	79.9	77.1	71.4	77.2	79.5	79.8	80.1	
地 方 財 政 法 施 行 令 第 20 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (R)															
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	32,286	32,797	32,756	32,953	32,131	31,787	31,730	34,836	34,702	34,569	34,436	34,302	34,169	34,037	
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S) × 100)															
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (T)															
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)															
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (V)															
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V) × 100)															
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)															
地 方 債 残 高 (X)	857,271	844,131	822,038	786,793	749,556	710,376	670,268	628,731	585,949	542,349	497,915	452,629	406,474	359,434	

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	37年度
区 分		(決算)	(決算)	(決算)											
収 益 的 収 支 分		45,050	48,321	49,774	50,522	51,819	53,031	53,199	54,416	55,632	56,659	56,867	56,866	59,341	62,256
	うち 基準内繰入金	45,050	48,321	49,774	50,522	51,819	53,031	53,199	54,416	55,632	56,659	56,867	56,866	59,341	62,256
	うち 基準外繰入金														
資 本 的 収 支 分		16,720	24,526	27,572	33,662	33,469	23,900	24,487	22,480	26,891	36,612	27,005	23,479	23,788	24,028
	うち 基準内繰入金	19	19	19	19	20	20	20	20	21	21	21	22	23	23
	うち 基準外繰入金	16,701	24,507	27,553	33,643	33,449	23,880	24,467	22,460	26,870	36,591	26,984	23,457	23,765	24,005
合 計		61,770	72,847	77,346	84,184	85,288	76,931	77,686	76,896	82,523	93,271	83,872	80,345	83,129	86,284